

一般社団法人日本老年泌尿器科学会 評議員選任細則

(目的)

第1条 この学会（以下「本学会」という。）の評議員の選任及び資格喪失は、定款第5条に定められたことのほかは、この規則による。

(評議員となる者の資格)

第2条 評議員としての推薦を受ける者は以下の各号に定める要件のすべてに該当する者でなければならない。

- (1) 推薦を受ける年の3月31日時点で70歳未満の正会員であること。
- (2) 選任される時点で、この学会に所属していること。
- (3) 会費に未納がないこと。
- (4) 大学などの研究機関において、泌尿器科学、老年医学およびその関連分野で指導的立場にある者、または、医療施設や介護施設などの実践の場に就業し、老年泌尿器科学およびその関連分野で広い経験と見識を有する者。
- (5) 筆頭者として発表した泌尿器科学あるいは老年医学に関する学術雑誌に発表された研究論文が少なくとも1件あること。この場合において、筆頭者でない泌尿器科学あるいは老年医学に関する学術雑誌に発表された研究論文、本学会あるいは関連する学会での発表の筆頭演者、本学会の学術大会の座長あるいは司会のいずれか3件で、筆頭者の研究論文1件に換算するものとする。

(応募)

第3条 評議員候補者の推薦書類は、評議員2名以上の推薦届、履歴書、前条1項5号を証明する業績目録を添えて、定時評議員会（原則として、学術大会時に開催される評議員会を指す。）の3ヶ月前までに理事長宛に提出するものとする。

(選考)

第4条 前条の応募に基づき評議員選考委員会は第2条に定める要件を審査し、その結果を書面をもって理事長に答申するものとする。選考に際しては各分野の均衡も勘案する。

2. 理事長は前項の答申の結果を理事会に議案として付議しなければならない。
3. 理事長は前項による理事会の審議において承認し選任された者に対して評議員の委嘱を行うものとする。
4. 前項による理事会の審議において承認を得た者は、評議員への就任を受諾した日以降で最初に開催される評議員会の決議を経て評議員に就任する。

(評議員選考委員会)

第5条 当学会に評議員選考委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2. 委員会は、次の各号の評議員選考委員会委員（以下、「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 評議員選考の業務を統括する医師の副理事長1名と医師以外の副理事長1名

(2) 評議員選考の業務を所管する医師の評議員1名と医師以外の評議員1名

(3) 評議員選考の業務を分掌する事務局1名

(4) その他理事会が必要と認めた場合に限り正会員2名以内を追加することができる

3. 委員は、理事会の議決によって選任し、理事長が委嘱する。

4. 委員の任期は委嘱された日に始まり、役員に関しては、それぞれの役職の任期までとする。それ以外の委員は2年とし再任を妨げないが、通算6年を超えることができない。

5. 委員会の委員長（以下、「委員長」という。）は、本条第2項第1号の医師の副理事長をもって充てる。

6. 委員会の議長は、委員長をもって充てる。

7. 委員会は委員長の判断でメール会議、対面会議（現地開催、WEB会議あるいはこれらのハイブリッド）いずれでも可とする。

8. メール会議の場合、全員からの返信を原則とする。

9. メール会議の議事は委員の過半数の同意によって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10. 対面会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開会することができない。

（1）文書による意思の表示は、出席とは認めない。

11. 対面会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

12. 委員会の議事録は、議長が作成し、議長及び出席者代表2名が署名捺印して、事務局に保存する。

13. 委員会の議事は、公開しない。

14. 委員会は評議員の選考結果を理事会に報告する。

15. 評議員の選考に関して疑義を生じた時には、委員会は理事会の審議・決定に従うものとする。

（任期）

第6条 評議員の任期は特に定めないが、任期中に70歳に達した評議員は、70歳に達した後の最初の定時評議員会（原則として、学術大会時に開催される評議員会を指す。評議員会と同日に70歳に達した評議員も含む。）の終了の時をもって任期満了とする。

第7条 評議員は、定款第8条ないし第10条に規定する当学会の会員資格の喪失事由に該当するに至った場合は、その評議員たる資格も喪失する。

2. 評議員は、定時評議員会に毎回参加するものとし、定時評議員会の議場（ハイブリッド開催の場合にはWEB参加を含む。）における議決権の行使、もしくは、委任状による議決権の代理行使をもって参加とみなす。評議員が、正当な理由なく3回連続して定時評議員会に参加しなかった場合には、任期途中であっても評議員の資格を喪失する。

3. 評議員は、当該事業年度を含む過去4年間の定時評議員会に少なくとも1回は、議場（ハイブリッド開催の場合にはWEB参加を含む。）に出席するものとする。委任状による議決権の代理行使は、本項における出席とはみなさない。正当な理由なく、当該事業年度を含む過去4年間の定時評議員会に1回も出席しない者は、任期途中であっても評議員の資格を喪失する。

4. 前2項の正当な理由は会費規則第5条の休会の事由に準じ、その事由を証明する書類を理事長に提出し

て理事会の承認を得なければ、正当な理由のある欠席と見なされない。

(辞任)

第8条 自ら評議員であることを辞任しようとするときは、当該評議員本人が理事長宛てに書面でその旨を申し出るものとする。

2. 理事長が前項の申し出を受けたときに、当該評議員はその地位を喪失する。

(細則の変更)

第9条 この細則は、理事会の議決によって変更することができる。

附則

1. この細則は、一般社団法人日本老年泌尿器科学会の設立日である 2025 年 7 月 24 日より施行する。